

特定非営利活動法人 山梨県スキー連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 山梨県スキー連盟という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を山梨県北杜市高根町清里 3 5 4 5 番地の 3 0 7 8 に置く。

[事務所移転に伴う事務所住所の変更]

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、山梨県内のスキーヤー及びスキー団体等に対し、スキー技術の向上とスキー振興に関する事業等を行い、もって県民体力の向上とスポーツ精神の啓蒙・普及に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 1) スポーツの振興を図る活動
- 2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- 1) 全日本スキー連盟及び山梨県体育協会に加盟し、目的推進に協力する事業
- 2) スキー競技大会等の主催及び後援並びに選手等の派遣に関する事業
- 3) スキー指導員の養成と全日本スキー連盟公認級別テスト、検定を行い公認資格を認定する事業
- 4) 公認スキー学校の審査・認定ならびに育成、指導等に関する事業
- 5) 正しいスキー技術の普及、啓発等に関する事業
- 6) スキー関係功労者の表彰に関する事業
- 7) その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- 1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- 2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするときは、会長が別に定める加盟申込書により申し込み、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費等)

第 8 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 会員が期日までに入会金及び会費を納入せず、納入勧告の通知を受けても納入しないときは、この法人が実施する競技会等に出場又は参加することが出来ない。
- 3 既納の会費等は、理由の如何にかかわらずこれを返還しない。

(脱退除名)

第 9 条 会員が、この法人を脱退しようとするときは、会長に対し理由を付した脱退届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会の議決により除名することができる。
 - 1) 会費を2年以上納めなかったとき。
 - 2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的にそむく行為があったとき。
 - 3) 前各号のほかこの法人の会員として義務に違反したとき。

第4章 役員及び事務局

(役員)

第10条 この法人に、次の役員を置く

- 1) 理事 15人以上25人以内
- 2) 監事 1人以上3名以下
- 3) 理事の内1人を会長、若干名を副会長、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(役員等の選任)

第11条 理事及び監事は、総会に於いて選任する。

- 2 理事は、互選により会長を選任する。
- 3 副会長は、会長の指名により、総会の承認を得る。
- 4 理事長は、理事の互選により、副理事長は、理事長の指名により選任する。
- 5 事務局員は、理事長の推薦により、理事会で選出する。
- 6 全日本評議員、甲信越ブロック員の選出は、理事会において選考し決定する。
- 7 それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。
- 8 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることが出来ない。

(役員職務)

第12条 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事長は、会長及び副会長を補佐し、総会及び理事会の決議に基づき業務を処理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。
- 5 事務局員は、理事長を補佐し、庶務会計業務を行う。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - 1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - 3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - 4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - 5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第14条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき。

(報酬等)

第16条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(専門部)

第17条 この法人の業務を円滑に遂行するため、総務本部、競技本部、教育本部、その他の専門部をおくことができる。

- 2 専門部は、専門委員会をもって構成し、理事会が付託した事項を処理する。
- 3 専門部の委員は、理事会にはかり、会長が委嘱する。
- 4 専門部に関する内規は、別に定める。

(顧問等)

第18条 この法人の事業を円滑に推進するために、顧問等をおくことができる。

- 2 顧問等は、理事会の推挙により会長が委嘱する。

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- 1) 定款の変更
- 2) 解散
- 3) 合併
- 4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- 5) 事業報告及び収支決算
- 6) 役員の選任の及び解任、職務及び報酬
- 7) 入会金及び会費の額
- 8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く)
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- 9) 事務局の組織及び運営
- 10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- 2) 会員の総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があ

ったとき。

3) 第12条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は第22条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、第22条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、会長が務める。

(定足数)

第25条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、第25条、第26条第2項、第28条第1項、第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとする。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1) 日時及び場所

2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

3) 審議事項

4) 議事経過の概要及び議決の結果

5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

1) 総会に付議すべき事項

2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 1) 理事長が必要と認めたとき。
- 2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 3) 第12条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長は、前第31条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第34条第2項及び第36条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1) 日時及び場所
- 2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- 3) 審議事項
- 4) 議事経過の概要及び議決の結果
- 5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- 2) 新規加盟金及び分担金
- 3) 寄付金品
- 4) 財産から生ずる収入
- 5) 事業に伴う収入
- 6) その他の収入

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第26条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに予算が成立した予算の収入支出と見なす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)

2) 資産に関する事項

3) 公告の方法

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

1) 総会の決議

2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

3) 正会員の欠亡

4) 合併

- 5) 破産
- 6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条3項に掲げる者のうち、山梨県に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、山梨日日新聞に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	秋山 隆信
副会長	跡部 義幸、 林野 旻、 水上 暉彦
理事長	川島 悠
副理事長	荻原 明人、 鈴木 孝昌、 奥脇 清治
理事	西室 泰照、 津野 正康、 清水甲子雄、 根津 聖、 武川 和正、 長谷部恵二、 中安 正議、 守屋 裕史、 大柴 俊郎、 利根川 洋、 鈴木 広光、
監事	山田 正賢、 丸山 和彦、 小林 完二

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第13条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年9月末日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、設立の日から平成17年9月末日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
但し法人設立前の「山梨県スキー連盟」加盟団体の入会金は免除する。)
 - (1) 正会員 入会金 10,000円 年会費 40,000円
 - (2) 賛助会員 入会金 10,000円 年会費 10,000円(一口)
- 7 スキー競技規約・その他規則規定・付随する会の会則等は山梨県スキー連盟時の物を引き継ぎ、名称等も「特定非営利活動法人」を略す事ができる。

2007年11月11日 第47条 一部改正及び制定

以上

財政調整基金の設置、管理及び処分に関する規則

昭和 58 年 11 月 18 日

規則 第 1 号

第 1 条 第 1 章 (設置の目的)

連盟は、財団の健全なる運営に資するため、財政調整基金(以下「財政基金」という。)を設置する。

第 2 条 第 2 章 (積立)

財政基金として積立てる額は、予算で定める額を積立てるものとする。

第 3 条 第 3 章 (管理)

財団基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第 4 条 第 4 章 (運用収益の処理)

財団基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

第 5 条 第 5 章 (処分)

財団基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

1. 国民体育大会冬季大会スキー競技会の参加等により、財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源。
2. 災害等により生じた経費の財源又は災害等により生じた源収をうめるための財源に充てるとき。
3. 緊急に実施することが必要となった事業の経費の財源に充てるとき。
4. 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のために経費の財源に充てるとき。
5. その他会長が必要と認める事業の経費の財源に充てる。

第 6 条 第 6 章 (委任)

この規則に定めるものを除くほか、財政基金の管理に必要な事項は会長が別に定める。

付則 この規則は、昭和 58 年 11 月 19 日から施行する。

山梨県スキー連盟褒賞規程

(目的)

第1条 山梨県スキー連盟会長は、本連盟の事業遂行または県スキー界に貢献した個人並びに団体を表彰する。

(褒賞の種類)

第2条 褒賞は次の3種類のいずれかによってこれを行う。

- 1 特別表彰状
- 2 賞状
- 3 感謝状

(表彰状授与の選定基準)

第3条 本連盟の会員および加盟団体がつぎの各号に該当するときは、表彰状を授与してこれを表彰することができる。

- 1 本連盟に加盟してから満30年を経過した団体で、スキーの健全な普及発展のための事業を継続していること。
- 2 多年にわたり(10年以上)本連盟の役員としてその職務に精励したものの。
- 3 その他、著しい功績もしくは善行があり他の模範として推奨すべきもの。

(表彰授与の選定基準)

第4条 本連盟が主催する競技会等に参加し、優秀な成績をおさめ、次の各号の一つに該当するときは賞状を授与してこれを表彰する。

- 1 山梨県スキー選手権大会の各種目の入賞者
- 2 前項のほか、各種競技会において入賞し特に優秀な成績をおさめたもの

(感謝状授与の選定基準)

第5条 部外者または部外団体が本連盟の事業に著しく貢献したときは、感謝状を授与しこれを表彰することができる。

(副賞)

第6条 1 表彰を行うにあたって、副賞を授与することができる。
2 前項に定める副賞は、そのつど理事会にはかり決定する。

(褒賞の申請)

第7条 加盟団体長は、団体もしくは所属会員が本規程第3条もしくは第5条に定めた選定基準に該当すると認めるときは、その理由を明示して表彰を申請することができる。

(褒賞の決定)

第8条 1 褒賞の決定は、前条の申請に基づき、理事会において審議のうえ決定する。
2 褒賞の時期は、理事会において決定する。

(補則)

第9条 本規程は、平成9年 月 日によりこれを施行する。

山梨県スキー連盟慶弔規程

(根 拠)

第1条 本連盟の慶弔金の贈与は、本連盟の定めるところによる。

(対 象)

第2条 本規程の慶弔金贈与の対象範囲は、下記の通りとする。

- (1) 本連盟の役員並びに元会長、元副会長、元理事長
- (2) 本連盟の各加盟団体の会長
- (3) 本連盟の職員

(種 類)

第3条 慶弔金品は下記の通りとする。

- (1) 結婚祝金... 10,000円
- (2) 供花代(花輪一基)... 時価
香典... 5,000円以内
- (3) 傷病見舞金(休養30日以上におよんだ場合)... 20,000円以内
- (4) 災害見舞金品(住居の全半壊・全半焼の場合)... 20,000円以内
- (5) 加盟団体記念祝金... 10,000円以内
- (6) 本連盟のため著しい功労のあった人及び第2条にあげる対象の配偶者死亡の場合は、弔意を表し、理事会の承認を得る。但し、原則として、本連盟へ通報があった場合とする。その他、特別の場合は理事会の承認を得る。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は理事会の議決による。

(補 則)

第5条 本規程は、平成17年11月13日よりこれを施行する。

山梨県スキー競技規約

平成 7年11月20日一部改正

平成14年11月 4日一部改正

平成16年11月 6日一部改正

第1条 (競技会の分類)

山梨県におけるスキー競技会は、次のように分類する。

- 1-1 山梨県スキー選手権大会(略、選手権大会)
- 1-2 国民体育大会スキー競技会県予選兼選考会(略、国体予選兼選考会)
- 1-3 全日本スキー選手権大会県予選(略、全日本予選)
- 1-4 山梨県体育祭スキー競技会(略、体育祭)
- 1-5 山梨県ジュニアスキー大会(一部改正)
- 1-6 山梨県リーゼンスラローム大会
- 1-7 山梨県スラローム大会
- 1-8 山梨県クロスカントリースキー大会(一部改正)
- 1-9 山梨県スノーボード大会(一部改正)
- 1-10 その他の大会

第2条 (出場資格)

- 2-1 山梨県におけるスキー競技会は、山梨県スキー連盟(以下SAYと略す)に加盟している団体すべてが参加できる。
- 2-2 競技出場者は、SAYの加盟団体に所属し、全日本スキー連盟(以下SAJと略す)登録会員でなければならない。(ただし、県体育祭・県ジュニア大会及び国体予選会にオープン参加する競技者は、この限りではない。)(一部改正)
- 2-3 SAJ規則に抵触する者は、いかなる競技会にも出場することができない。
- 2-4 SAY主催大会に出場する競技者は、原則としてSAY競技者登録を行った者に限る。(ただし、クロスカントリー・県体育祭・マスターズ及び国体予選考会にオープン参加する競技者は、この限りではない。)(一部改正)

第3条 グループ抽選と出発順位(滑降、スーパー大回転、大回転、回転、共通)

- 3-1 SAY主催大会の競技者のグループ分けは、原則としてSAYポイントリストによって行い、競技者のスタート順、抽選方法は、SAJ競技規則に準ずる。
- 3-2 SAY主催大会の抽選は、役員による厳正な抽選を行うこととする。(一部改正)
- 3-3 SAY主催大会においてSAYは、過去のSAY主催以外の大会等で優秀な成績を納めた競技者が参加する場合、その競技者のスタート順を決めることができる。
- 3-4 SAY主催大会において、当該種目のSAYポイント100以内の競技力があると所属団体の長が認めた競技者は、山梨県スキー連盟特別ポイント申請を行うこ

とができる。

S A Y が特別ポイント申請を審査し、認可された競技者には、当該年度の当該種目に限り S A Y が決定したポイントが与えられる。

3-5 距離競技

3-5-1 第 1 グループはシード選手とし、前年度選手権大会 5 位までの者及び前々年度 3 位までの者とする。

3-5-2 第 2 グループ以下は 3 つのグループとし、参加団体ごとに競技者をグループ数に組み分ける。

3-5-3 出発順位は最下位グループからとし、各グループの出発順位は抽選により決定する。

第 4 条 競技運営

4-1 S A Y 競技運営委員会並びに競技会委員は、責任をもって競技運営に当たらなければならない。

第 5 条 抗議

5-4 競技上の抗議は、所属団体の監督を通じ、抗議申立書に保証金 5,000 円を添えて主審に申し込まなければならない。なお、抗議の処理は、 Jury がこれを裁定し、抗議が認められた場合のみ保証金を返金する事とする。但し、県体育祭には適用しない。（一部改正）

第 6 条 この規約以外の事項については、S A J 競技規則最新版による。

山梨県スキー連盟指導員会規約

(前文)

山梨県スキー連盟規約、第7章第20条1項(4)の定めにより、この規約をもうける。

第1条 (名称)

本会は山梨県スキー連盟指導員会と称す。(以下指導員会という)

第2条 (目的)

本指導員会は、山梨県スキー連盟の目的に基づき、主として技術の正しい普及と、選手強化並びに指導者の養成をはかることをもって目的とする。

第3条 (事業)

本指導員会は前項の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

- (1) 講習会の開催、並びに指導員の派遣。
- (2) スキー競技選手の養成、強化に対する協力。
- (3) スキー指導員の養成に対する協力。
- (4) 山梨県スキー連盟が開催する、各種行事並びに、競技会の開催への協力。
- (5) その他本指導員会の目的達成に必要な事業。

第4条 (構成)

本指導員会は、全日本スキー連盟公認のスキー指導員、及び準指導員の資格を有する者で、本指導員会の目的を尊重し、進んでその事業に協力する者をもって構成し、下記の事項を義務付ける。

- (1) 県内の有資格者は、原則として本指導員会に加盟しなければならない。
- (2) 指導員の任務を完遂する為に、指導員研修会に出席する。
- (3) 規約に定めた、入会金及びに会費を納入する。

第5条 (役員)

本指導員会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 2名 |
| (3) 幹事 | 若干名 |
| (4) ブロック委員 | 若干名 |

第6条 (役員の適正)

- (1) 委員長、副委員長は、理事会で推挙し指導員会総会で選任する。(一部改正)
- (2) 幹事は、委員長が指導委員会の委員の中より選出し委嘱する。

第7条 (役員の業務)

- (1) 委員長は、本指導員会を代表し、会務を総括し、指導委員会の議長となる。
- (2) 副委員長は、委員長が事故にある時は、その職務を代行する。
- (3) 幹事は会務を処理する。

第8条 (役員任期)

- (1) 役員任期は2年とする。但し、再選は妨げない。
- (2) 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員任期の終了後で、後任者が選任されるまで、その業務を行う。

第 9 条 （ 会 議 ）

- （ 1 ） 会 議 は 委 員 長 が 必 要 に 応 じ て 招 集 す る。
- （ 2 ） 議 事 は 出 席 者 の 過 半 数 の 承 認 を も っ て 決 定 し、 可 否 同 数 の 場 合 は 議 長 が こ れ を 決 定 す る。

第 1 0 条 （ 除 名 ）

加 盟 指 導 員 が 次 の 条 項 に 該 当 す る 事 項 が 生 じ た 時 は、 指 導 委 員 会 の 議 決 に よ り 除 名 す る こ と が で き る。

- （ 1 ） 山 梨 県 ス キー 連 盟 及 び 本 指 導 委 員 会 の 名 誉 を 著 し く 損 じ る か、 ま た は そ の 目 的 に 違 反 す る 行 為 が あ っ た と き。
- （ 2 ） 本 指 導 委 員 会 の 統 制 を 乱 し、 そ の 事 業 に 協 力 し な か っ た と き。
- （ 3 ） 所 定 の 研 修 会 に 2 年 続 け て 欠 席 し た と き。
- （ 4 ） 会 費 の 納 入 を 怠 っ た と き。

第 1 1 条 （ 入 会 金 及 び 会 費 ）

加 盟 指 導 員 は、 毎 年 1 0 月 末 日 ま で 下 記 に 定 め ら れ た、 入 会 金 並 び に 会 費 を 納 入 し な け れ ば な ら ない。

- （ 1 ） 入 会 金 5 0 0 円
- （ 2 ） 会 費 5 0 0 円（ 年 額 ）

附 則

- （ 1 ） 本 指 導 委 員 会 の 報 酬 は、 全 日 本 ス キー 連 盟、 指 導 員 に 対 す る ア マ チ ュ ア 規 程 第 9 項 に 準 ず る。
- （ 2 ） 指 導 委 員 会 の 加 盟 は、 毎 年 次 総 会 開 催 時 ま で こ れ を お こ な う。
- （ 3 ） こ の 規 約 は、 昭 和 5 2 年 1 1 月 2 6 日 よ り 施 行 さ れ て お り ま す。

個人情報保護規程

制定 2005年 11月13日

(目的)

第1条 NPO法人・山梨県スキー連盟(以下本連盟という。)の個人情報保護に関する必要な事項を以下のよう定め、各事業における個人情報の取り扱いについては、本規程のもとに各事業別に運用するものとする。

(定義)

第2条 本規程において、個人情報とは個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、または個人別につけられた番号、記号、その他の符号、画像、若しくは音声によって当該個人を識別できるものをいう。

- 2 個人データとは特定の個人を検索することができるように体系的に整理した情報の集合物をいう。
- 3 保有個人データとは、保有者が開示・訂正・利用停止などの権限を有する個人データの内、6ヶ月以内に消去される予定のないものをいう。

(個人情報の適正な取得)

第3条 本連盟が取得する会員の情報は、事業運営上必要なものであり、必要以上の取得は行なわないものとする。また取得にあたってはその利用目的を明確にし、それに従って取扱うものとする。

- 2 事業目的を偽り、本人を騙して取得すること。
- 3 不正なアクセス行為などの違法な手段により情報を取得すること。
- 4 強要して個人情報を取得すること。
- 5 第三者に指示して、前各号の不正の手段で個人情報を取得させ、当該第三者から個人情報を取得すること。

(個人情報の利用目的)

第4条 個人情報の利用は、その取得目的から逸脱しないものとする。ただし、その利用者は本連盟に限定されず、事業目的達成のために提携している第三者にもおよびものとする。この場合、会員には提供先の範囲を明示し、提供先には本連盟と同じ個人情報の取り扱いを行わせるものとする。

(情報管理体制)

第5条 本連盟における個人情報は、情報管理責任者の指示に基づき管理されるものとし、本連盟においては、総務本部長がこの任にあたり管理する。但し、詳細の体制は別紙に定める。

(個人情報の管理・維持)

第6条 個人情報の管理は、厳重に行うこととし、会員に承諾いただいた場合を除き、第三者に対しデータを開示・提供してはならない。なお、事業運営の都合上、一部業務を上部団体・下部団体にゆだねる場合は、本連盟と同じ個人情報管理とする。

また会員の要望に応じ、最新の状態を維持しなければならない。

- 2 ただし、法令上定められた手続きにより開示・提供を要求された場合は、これに従うものとする。

(個人情報の修正等)

第7条 会員から個人情報の開示、訂正、利用停止等を求められた場合には、本人であることを確認したうえで、事業別に設置されている連絡先が、迅速な対応をとらなければならない。

(教育体制等)

第8条 本連盟では、個人情報保護を徹底するために、役員および各委員に対する個人情報保護教育を行うも

のとする。

(準拠法等)

第 9 条 本連盟は、本連盟が保有する個人情報に関して適用される法令、規範を遵守する。また、本規程は、日本国の法律、山梨県の条例、全日本スキー連盟及び山梨県体育協会の規約、その他規範により判断するものとする。

(規程の改廃)

第 10 条 本規程の改廃は、理事会の議決による。

個人情報保護規程運用細則

制定 2005 年 11 月 13 日

1. 個人データの管理について

- (1) 総務、競技、教育各本部で取得した個人データは、各本部においてそれぞれ指定された保管庫に収納する。
- (2) 事業目的等をやむを得ず外部に持ち出しが必要な場合は、所定の申請書を各本部の個人情報保護管理者に事前に提出し、承認を得る。
- (3) 持ち出したデータは、リスト等の作業完了後、個人情報保護管理者が削除または返却の確認を行う。

2. 個人情報保護管理者の実施事項

- (1) 本連盟役員および各委員に対する教育を年に 1 回以上実施する。
- (2) 講師は、個人情報保護委員会が指名し、規程・細則等をもとに役員及び委員へ教育を行う。

3. 利用目的等の特定

- (1) 利用目的・利用範囲の特定については、以下の例のとおりとする。

ア. 競技本部

- ・各競技会への申込み等は、エントリーリスト、スタートリスト、リザルトリスト等を作成するために利用いたします。

イ. 教育本部

- ・各競技会への申込み等は、エントリーリスト、スタートリスト、リザルトリスト等を作成するために利用いたします。
- ・研修会、養成講習会等への申込みは、当該年度研修会への出欠の確認、各研修会等の班別リスト、資格受験のための必要事項の確認、養成講習会の班別リスト等を作成するために利用いたします。

ウ. 総務本部

- ・各種登録手続は、個人の適正な資格の更新状況の確認等に利用いたします。
- ・各競技会、大会、研修会等で広報活動用に撮影した画像等は、HP や総会資料等への掲載するために利用いたします。

4. 開示・訂正・利用停止の求めに対する対応

- (1) 原則、対面（事務所にお越しいただく）により身分証明書等の提示により本人確認を行う。
- (2) 緊急時や遠隔地の場合は、身分証明書等のコピー等の郵送および電話での本人確認等により行う。

山褒様式 1

山梨県スキー連盟褒賞・申請書

平成 年 月 日

(NPO) 山梨県スキー連盟・会長殿

クラブ名

会 長

印

山梨県スキー連盟褒賞規程に基づき、下記の者(含団体)を褒賞(1 特別表彰状、2 賞状、3 感謝状)するよう別紙、功績調書を添えて申請します。

記

- 1 氏 名 _____ 歳
- 2 住 所 〒 _____
電 話 _____ - _____
- 3 功績概要

- 4 クラブ担当者 _____
〒 _____
電話 _____ - _____

山褒様式2

山梨県スキー連盟褒賞・功績調書

氏名	年齢
住所	〒 電話
功績内容	年 生まれ
記載責任者	氏名 _____ 電話 _____